

診療・検査医療機関 各位

大阪府健康医療部長

高齢者施設等及び障がい者支援施設等への新規入所者における入所時の検査について(依頼)

日ごろより、府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本府における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、年明け以降、陽性者数が増加し、1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数は 18.16(2月5日現在)と高い水準を維持している状況です。

とりわけ、第三波(10月10日)以降に高齢者施設等及び障がい者支援施設等(以下、「施設等」という。)で発生したクラスターは、2月5日時点で 122 施設(陽性者 2,237 人)に上り、施設等におけるクラスター発生の未然防止が課題となっています。

下記のとおり、施設等の連携医療機関(同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設等が平時に連携している医療機関)において、医師が必要と認める場合は、症状の有無に関わらず新型コロナウイルスの検査を行うことが可能ですが、当該医療機関で検査が出来ない場合は、診療・検査医療機関等へ案内させていただくことがございます。

つきましては、症状の有無に関わらず施設等への新規入所に伴う検査希望の受診相談があった場合には、積極的に検査を実施していただき、地域における施設等での感染拡大防止対策に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 施設等への新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能なため、施設等は入所前の生活状況等を勘案し、連携医療機関の医師と検査の可否を相談する。

＜参考＞施設等における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について

(令和 2 年 8 月 7 日付け及び同月 14 日付け厚生労働省事務連絡抜粋)

「新規入所者について、入所時に、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況や入所前の生活状況等を勘案して、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず検査を行うことができる。」

- 2 施設等から相談を受けた連携医療機関で検査が実施できない場合は、連携医療機関等から相談窓口にご相談ください。相談窓口は、2月12日から運用を開始します。

＜相談窓口＞開設時間(土日・祝日含む) 午前 9 時～午後 6 時 電話番号 06-7166-9988

- 3 新規入所者は、無症状であることが想定されますが、保険適用による検査では無症状者への抗原定性検査(簡易キット)の確定診断としての使用は推奨されていないため、相談窓口から、PCR 検査及び抗原定量検査が実施可能な診療・検査医療機関等を案内する。

【問合せ先】大阪府相談窓口

＜開設時間:午前 9 時～午後 6 時(土日祝も対応)＞

TEL:06-7166-9988